平成22年11月4日、経団連会館にて、倉内敏行氏(筑波大学大学院ビジネス科学研究科修士卒)から、「移転価格と寄附金の関係について」の報告をいただき自由討論を行いました。(資料別添)

報告の概要は以下のとおりです。

- ・移転価格税制を適用する場合と寄付金税制を適用する場合の相違は、更正の期間制限の相違、納税猶予制度の適用の有無、相互協議の対象になるかどうか等である。
- ・通説では、法人税法の適用の前に租税特別措置である移転価格税制が適用され、寄付金 税制は、単なる金銭の贈与等の場合のみ適用されるというものである。
- ・しかし、租税特別措置法66条の4 のかっこ書きでは、「寄付金の額に相当するものを除く」と規定しており、寄付金税制が移転価格に優先して適用されることを予定している。
- ・そこで、解釈論として、寄付金税制と移転価格税制の適用関係を整理する必要があるのではないか、と考えている。
- ・結論的には、まず寄付金の適用可能性を判断、その場合、「実質的に贈与等をした」と認められる金額に相当するものは、「寄付金」として取り扱われ、「実質的に贈与等をした」と認められない場合には、法人税法上はそのまま損金として取り扱われる。
- ・「実質的に贈与等をした」かどうかの区分は、時価と異なる価格で取引したことにつき「経済合理性」があるかどうかの判断による。
- ・その後、寄付金税制が適用されない部分について、租税特別措置である移転価格税制が 適用されると解釈すべきではないか。租税特別措置66条の4 のかっこ書き、事務運営 要領2-19は、そのことを確認した規定と言えよう。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。